

農林物資規格調査会特定ＪＡＳ部会議事録

食品流通局品質課

日 時：平成１１年１２月２１日

場 所：農林水産省第二特別会議室

出席者：粟生委員、沖谷委員、河村委員、白石委員、新谷委員、馬場委員、
藤原委員代理、本間委員、矢野委員、山中委員、山野井委員、和田
委員

[事務局]福島食品流通局長、石原審議官、吉村品質課長、大西食品

表示対策室長、伊藤農産園芸局農産課環境保全型農業対策
室長、井坂上席規格専門官他

開 会

○吉村品質課長 それでは、時間となりましたので、農林物資規格調査会特定
ＪＡＳ部会を開催させていただきます。

本日は、永江委員、深澤委員、藤原委員が所用のため欠席でございます。藤
原委員の代理として、全国水産物商業協同組合連合会専務理事の中井さんに御
出席いただいております。

総数 15 名の委員のうち 13 名の委員が出席され、過半数を超えておりますの
で、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第 11 条の
規定に基づき、会議は成立いたします。

なお、ここで、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

○井坂上席規格専門官 それでは、お手元にお配りしております資料の確認を
させていただきます。

一番上に本日の特定ＪＡＳ部会の配置図がございます。その次に、一枚紙で
議事次第でございます。次が右肩にナンバー１番と打ってございます委員名簿
でございます。次が一枚紙で諮問文の写しでございます。次が、ナンバー３と
して有機農産物の日本農林規格の制定について（案）が入っております。ナン
バー４として有機農産物加工食品の日本農林規格の制定について（案）という
のが入っております。ナンバー５として一枚紙で有機農産物の出荷金額の資

料が入れてございます。６－１として規制の設定又は改廃に係る意見提出手続が入れてございます。６－２としてそれぞれ寄せられました意見・情報の概要が三つに分けて入れてございます。６－３としてパブリック・コメントに関する意見・情報一覧表が入っております。次が、７番として改正ＪＡＳ法の全文が付けてございます。資料８番として有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが入れてございます。９番目として有機食品の検査・認証制度導入についてという資料が入れてございます。最後に１０番目といたしまして、コーデックスの有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインというものが入れてございます。全部お手元にお揃いでございますようか。

食品流通局長あいさつ

○吉村品質課長 それでは、ここで、本日の農林物資規格調査会特定ＪＡＳ部会の開催に当たり、食品流通局長から一言ごあいさつ申し上げます。

○福島食品流通局長 食品流通局長の福島でございます。

本日は、農林物資規格調査会特定ＪＡＳ部会でございます。委員の皆様方におかれましては、年末のあわただしい中、御多忙中にもかかわらずこの調査会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、常日ごろＪＡＳ制度の運営につきまして助言、指導を賜っておりますことを、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

御案内のようにＪＡＳ制度につきましては、その見直し方向につきまして、ＪＡＳ調査会に設置しました基本問題委員会で議論しておりました。昨年１０月に最終取りまとめが行われたわけでございます。この取りまとめを踏まえまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、つまり改正ＪＡＳ法案が、さきの通常国会で７月に成立したところでございます。

この改正ＪＡＳ法は大きく分ければ三つあるわけでございます。一つは、鮮食料品等の原産地表示、あるいは加工食品の原材料表示といった表示の充実、２番目が、本日の議題であります有機農産物についての第三者認証制度の確立

でございます。３番目が、ＪＡＳ規格の規制緩和に民間活力の導入等でございます。本日御審議いただきますのは、２番目に申し上げました有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格についてでございます。

有機農産物につきましては、平成４年に「有機農産物及び特別栽培農産物に係るガイドライン」を制定したわけございまして、その表示の適正化を図ってきたわけでございますが、不適正な表示による混乱が見られることから、消費者及び生産者の双方からその表示の適正化が求められております。

また、本年７月にはコーデックス委員会におきまして、加工食品を含めまして有機食品に関するガイドラインが採択されました。これらを踏まえまして、国際基準等遜色のない基準を定めるべく、本日、規格（案）を提出させていただいております。

委員の皆様方におかれましては、十分御審議いただきますようお願い申し上げます。まして私のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○吉村品質課長 それでは、ここで、農林水産大臣から農林物資規格調査会あて諮問いたしました事項について朗読させていただきます。

○小島品質課総括課長補佐 それでは、朗読いたします。

農林物資規格調査会

会長 矢野 俊正 殿

農林水産大臣

有機農産物の日本農林規格等の制定について

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第７条第５項の規定に基づき、別添資料を添えて貴調査会の意見を求める。

記

１ 有機農産物の日本農林規格

２ 有機農産物加工食品の日本農林規格

以上でございます。

○吉村品質課長 それでは、ここからは農林物資規格調査会運営規則第４条の

規定により、本間特定ＪＡＳ部会長に議長をお願いして議事を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本間部会長 皆さんしばらくでございます。いろんなことがありましたけれども、まず議事に入ります前に、農林物資規格調査会の運営規定の第８条に、本日の会議の議事録署名人２人を出す必要がございます。大木委員と山中委員のお二人に本日の議事録の署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります前に、ＪＡＳ法が改正されたことに伴いまして表示とか規格の制度が大きく変わろうとしております。この辺の動きにつきまして事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉村品質課長 ただいま本間部会長の方からありましたように、このＪＡＳ調査会は、４月１９日に食品部会が開催されまして、その後ＪＡＳ制度をめぐる動きにかなり大きな動きがございましたので、その点について時系列的に報告させていただきたいと思います。

まず、７月３日にコーデックス委員会の総会におきまして、有機食品に関するガイドラインが採択されております。この中で有機食品についての基準そのもの、それから、第３者による認証制度の枠組み、また、表示規制の枠組みが定められております。このガイドラインの内容は、各国でいろいろな形で取り組みがまだ進行中ということのを考慮しまして、後で御説明しますような使用可能な資材のリストについては２年ごとに見直しをするということ、それから、全体の枠組みそのものについても４年後には見直しする、こういうことを含めてガイドラインとして採択されたものであります。これに沿って各国が、それぞれの国の有機食品の基準、認証制度を組み立てていくことを期待してそういったことが採択されております。

それから、先ほど局長のあいさつにもありましたように、７月２２日に改正ＪＡＳ法が公布されております。通常国会において審議されたわけでありましてけれども、衆議院、参議院ともに全会一致で御可決いただいて、７月２２日に公布されております。

それから、８月１０日に、これまで２年半近くにならないう議論してまいりました遺伝子組換え食品の表示の問題につなうして、食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会で、遺伝子組換え食品の表示のあり方を取りまとめていただいております。同日、農林水産大臣談話を発表いたしまして、この報告に沿ってその遺伝子組換え食品の表示を改正ＪＡＳ法に基う品質表示として実施していくこととしておりまして、直ちに品質表示基準案の作成に取りかかったところでございます。

それから、９月１３日には本日の議題であります有機農産物、それから、有機農産物加工食品の規格につなうして消費者専門委員会が開催されております。

それを経て、９月２８日から１０月２７日にかけて、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に基うきまして、この有機農産物、有機農産物加工食品の規格について、いわゆるパブリック・コメントを求めています。

また、１０月２２日から１２月１５日にかけて、ＷＴＯにこの規格案を通報しております。

また、品質表示基準の整備の関係につなうしては、１０月２６日に個別の品質表示基準ということになりますが、玄米及び精米の品質表示基準について専門委員会が開かれております。また、１０月２７日には加工食品、生鮮食品、遺伝子組換え関連の品質表示基準について専門委員会が開催されております。また、１０月２８日には、ただいま申し上げました品質表示基準全体、つまり玄米及び精米、それから加工食品、生鮮食品、水産食品、それから遺伝子組換えに関する表示、これについて消費者専門委員会が開催されております。

こういった手続を経まして、１１月２９日に同じように規制の設定又は改廃に係る意見提出手続にのっとりまして、パブリック・コメントを求めているところでございます。

また、先ほどの改正ＪＡＳ法の中で、ＪＡＳ規格については５年ごとに見直しするという条項が含まれておりまして、その見直しも今年度からスタートすることにしております。その関係で１２月３日には、製材の関係のＪＡＳ規格

につきまして専門委員会が開催されております。また、12月17日には同じように風味調味料のＪＡＳ規格につきまして、定期的見直しのための専門委員会が開催されております。

今後の予定でございますが、一つは本日御審議いただいている有機農産物、有機農産物加工食品のＪＡＳ規格について御了承いただければ、今後、その告示のための手続をとっていきたいと考えております。

また、それ以外のＪＡＳ規格の定期的見直しにつきまして、既に専門委員会を終えております製材、それから、風味調査料に加えて調理冷凍食品、食品缶詰についても定期見直しの対象にしておりますので、これについても専門委員、パブリック・コメントを経て、この場で御審議いただきたいと思っております。

また、品質表示基準につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在パブリック・コメントを募集しているところであります。また、ＷＴＯにも通報する手続をしております。これについてもパブリック・コメントが取りまとめられ、また、ＷＴＯの通報でコメント等が提出されれば、それも踏まえて案を最終的に整理し、この調査会にお諮りしたいと思っております。

また、ＪＡＳ法改正の関係の必要な政令、省令の整備につきましても、現在内部的に作業を進めておりまして、これについてもパブリック・コメントを求めるという手続をとりたいと思っております。これについては直接その調査会の附議事項になっておりませんが、これが最終的に整理された段階で御説明する機会を持たせていただければというふうに思っております。

以上の作業を全体として取り進めまして、改正ＪＡＳ法につきましては、来年の4月1日を目途に施行したいということで作業を進めておりますので、委員の皆様におかれましても御理解といろいろな形での御指導をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

有機農産物の日本農林規格及び有機農産物加工食品の日本農林規格の制定について

○本間部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。有機農産物の日本農林規格及び有機農産物加工食品の日本農林規格の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○井坂上席規格専門官 それでは御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料３の「有機農産物の日本農林規格の制定について（案）」から御説明いたします。

有機農産物の規格につきましては、資料にもございますように、制定の趣旨としては、平成４年の「有機農産物及び特定栽培農産物に係る表示ガイドライン」制定以来、その表示の適正化を促してきたところでございますが、不適切な表示による混乱が見られることから、消費者及び生産者の双方からその定義の明確化と表示の適正化が求められているところでございます。

そこで、平成１０年１１月に有機食品の検査・認証制度検討委員会において取りまとめられた報告を受けまして、本年７月に有機食品の検査・認証制度及び表示の規制を盛り込んだＪＡＳ法の改正が行われたこと、また、本年７月にはコーデックス委員会において有機食品に関する国際基準（ガイドライン）が採択されたことを踏まえまして、有機農産物については特定ＪＡＳ規格を制定し、有機農産物の定義、生産方法及び表示についての基準を明確化することにより、表示の信頼性を確保し、有機農産物の価値を正当に評価できるようにすることが趣旨でございます。

２番目の規格の内容ですが、１ページくっていただきまして、有機農産物の日本農林規格（案）に沿って御説明させていただきたいと思います。

第１条として、目的でございます。目的としては、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的といたします。

第２条として、有機農産物の生産の原則でございます。生産の原則につきましては二つございまして、一つ目としては、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来す

る環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用した圃場において生産されることとしております。

もう一つは、採取場でございます。この採取場は、自生している農産物を採取する場所ということでございます。採取場につきましては、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。

以上二つの方法が生産の原則としております。

第3条として、定義でございますが、この定義としましては、有機農産物とは、4条の基準を満たす方法により生産された農産物をいうということにしております。

4条が生産の方法についての基準でございます。生産の方法についての基準は、コーデックスのガイドラインと有機食品の検査・認証制度検討委員会が取りまとめた生産の原則と、それと現在、民間で行われておりますそれぞれの認証機関の基準等を参考にしてつくったものでございます。

基準としましては、圃場等の条件、圃場等における肥培管理、圃場に播種又は植え付ける種苗、圃場等における有害動植物の防除、それから、でき上がった農産物の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理ということで、5項目についてそれぞれ基準を定めております。

まず圃場等の条件でございますが、第1項としまして、圃場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬が飛来しないように明確に区分されていることとしております。そして水田につきましては、その用水に禁止肥料というのが、後で御説明いたしますが別表1、2というのがついておりますので、それに掲げているもの以外のものの混入を防止するために必要な措置が講じられているということを圃場の条件として定めております。

2項は、多年生を生産する場合はその最初の収穫前3年以上、多年生以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植え付け前に2年以上の間、以下に定めるそれぞれの基準に基づき農産物の栽培が行われている圃場であることとしております。

例外として括弧書きにございますように、開拓された圃場又は耕作の目的に

供されていない圃場、いわゆる休耕している圃場であって、２年以上定められた肥料や土壌改良材、農薬等以外のものが使われていない場合で、新たに農作物の生産を開始する場合は、播種又は植え付け前１年以上の期間に短縮できるということでございます。

第２号は転換期間中でございます。転換期間中の圃場につきましては、収穫前１年以上の間ということで、それぞれ以下に定める基準に基づいて農産物の栽培が行われていることとしております。いずれも、最低でも１年以上は有機栽培することになっております。

第３項として採取場でございます。これはコーデックスが同じく採取場についても、有機の生産方法について基準を定めておる関係から、この規格でも定めております。採取場としては、周辺から禁止肥料等が飛来しない一定の地域で、農産物を採取する前の３年以上、禁止肥料等が使用されてないこととしております。

次に圃場等における肥培管理でございます。当該圃場等、この「等」は採取場を含めております。において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該圃場若しくはその周辺に生息若しくは生育する機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていることということで、その周辺に生息するミミズとか昆虫、または生育する生物としてコイとかカモ、そういうものを活用した方法で農地の生産力の維持増進を図っていただくということでございます。

括弧書きでございますが、土壌の性質に由来する、農地の生産力の増進を図ることができない場合は、別表に掲げる肥料と土壌改良資材のみを使用できることにしております。

次に圃場に播種又は植え付ける種苗でございます。圃場等の条件の基準、圃場等における肥培管理の基準、圃場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗を使用することとしております。原則として、有機的につくられた種苗を使うこととございます。

ただし書きとしては、通常の方法によってはその入手が困難な場合はこの限りでないということでございます。種苗としては種子、苗木というふうに書いてございます。その他植物体の全部が、さといもみたいなものでございます。又は一部で殖増の用に供するものというのは、さつまいものつるを植え付けるようなものでございます。

次に２項でございまして、この種苗につきましても、組み換えＤＮＡ技術を用いて生産されたものについては有機農産物の基準では取り扱わないということで、これについては使用できないというふうにしております。組換えＤＮＡ技術の括弧書きの定義につきましては、厚生省の組換えＤＮＡ技術応用食品、食品添加物の安全性評価指針の定義を用いております。

次が圃場等における有害動植物の防除の基準でございます。この基準は、耕種的防除と物理的防除と生物的防除というものを適切に組み合わせた方法で実施することが原則でございます。

耕種的防除としては、作目及び品種の選定、作付時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物を防除することにしております。ですから、ここで輪作であるとか、耕運をやっていただくということでございます。

次に物理的防除でございますが、光、熱、音等を利用する方法でございます。これは光を遮蔽して雑草を生やさないようにするとか、土壌をスチームで消毒するとか、音を立てて有害動植物を追うという方法でございます。又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことということでございます。

次に生物的防除でございまして、一つ目は病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物の利用ということで、これは、はくさいやだいこんの軟腐病に有効であります拮抗細菌を用いる場合ということでございます。２番目として有害動植物を捕食する動物でございます。又は有害動植物が忌避する植物ということで、これは主に香辛野菜でございまして、ごま、セルリー、しそを植え

ておくという事でございます。3番目として有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入という事でございます。これはマリーゴールドなどを植えておくという事でございます。また、その生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うこととしております。

これらを適切に組み合わせた方法で実施されておっても、農産物に急迫した重大な危険がある場合は、別表2に掲げられております農薬が使えるという事でございます。

次が輸送、選別等の工程に係る基準でございます。

第1項として、でき上がった農産物が他の有機以外の農産物と混合しないように管理されていることという事でございます。

第2項として、これら工程において有害動植物の防除と品質の改善に使う資材は、別表2に掲げる農薬と別表3に掲げる調製用等資材に限定するという事でございます。

3番目が放射線照射の基準でございまして、病虫害防除と食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的で放射線照射が行われていないこととしております。

4番目は、でき上がった有機農産物が、有機農産物でなくなるような農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤によって汚染されないように管理するという事でございます。

以上が生産方法の基準でございます。

第5条として表示の基準でございます。表示の基準につきましては、現在、生鮮食品の品質表示基準というのを検討しておりまして、この案の中では、生鮮食品については名称と原産地は表示の義務がかかっております。有機農産物の表示につきましては、名称の部分が生鮮食品品質表示基準と異なるために、ここでは名称の表示の仕方についてだけ規定して、原産地につきましては、その表示の方法は「生鮮食品品質表示基準による」ということになります。

有機農産物の名称の表示の例として(1)番から(8)番まで挙げてますが、「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機農産物〇〇」、「有機〇〇」、「オー

ガニック〇〇」と。「〇〇」には、一般的な農産物の名称を記載していただくということでございます。

２項として、採取場において採取された農産物につきましては、上の事例から「栽培」という文字が入っていないもので、（１）番、（３）番、（７）番、（８）番という事例によって表示していただくということでございます。それと転換期間中の圃場において生産されたものにあつては、（１）番から（８）番の前か後ろに「転換期間中」という文言を記載していただくことになるわけでございます。

次に３ページでございますが、これがそれぞれの生産の方法の基準で書かれておりました別表の資材関係のリストでございます。この資材のリストアップの基本的な考え方としまして、コーデックスのガイドラインにあるものにつきまして、特に我が国で法令等で禁止されていないものにつきまして、それぞれ日本の一般的な名称で書きあらわしております。我が国で独自に使うものについては、一番最後のその他のところの、その他の肥料及び土壌改良資材というところすべて対応していくということを考えております。ところどころにアンダーラインが引いてありますが、これにつきましては資料６－２でございます。資料６－２が今回、有機農産物と有機加工食品につきまして、いわゆるパブリック・コメントを実施した結果 377 件の意見が寄せられておりました、有機農産物については 323 件寄せられております。それぞれの意見に寄せられたものに基づいて基準を修正したのがアンダーラインを引いたところでございます。

まず 6 - 2 の方の御説明ですが、323 件のうち、１番目の全体と総論のところ、178 番から 369 番ということで、ここで 200 件近く意見が寄せられたものでございます。要は乾燥した欧米の基準ではなくて、アジア型の有機農産物の規格をつくるべきという意見が多く寄せられております。

次に主な意見としては、２ページ目の上から４分の１ぐらいのところ、消費者の選択の権利を守るシステムとして歓迎するというのが寄せられております。それと２ページ目の下の方の圃場の条件の第１項のところでございますが、

要はパブリック・コメントをかけた案について、明確に区分されていることという基準案になっておりまして、これに対して、もっと日本の現状に即した基準を切望するということが寄せられております。

圃場の条件で明確に区分されている基準の書き方につきましては、コーデックスも同じように明確に区分されているという基準の書き方になっておりまして、このようにＪＡＳ規格の方もしております。実際の運用につきましては、今後できる登録認定機関にそれぞれの認定する圃場に合った形で運用していただくことを考えております。

次に４ページ目ですが、５番として別表１の関係でございます。全体として、遺伝子組換え技術によって得られた作物及び収穫物ではないこと。また、排せつ物由来の堆肥の場合、その家畜及び家禽の飼料は、遺伝子組換え技術によって得られた作物及び収穫物ではないこと、ということを追加してほしいという御要望が多く寄せられております。この件につきましては、遺伝子組換え農産物を含まない堆肥は、現状では手当てすることが非常に困難であるため、この部分についてはパブリック・コメントを実施した案についても、今回の案についても、特段言及してないということでございます。

次に５ページの真ん中ほどでございますが、木酢液とか、さらし粉とか、生ごみ堆肥というものは削除してほしいという御意見、同じく５ページの上から６行目ぐらいのところから、木酢液ではなくて、竹酢であるとか、食酢であるとか、カニ殻酢液とか、もみ殻酢液とか、その下の牛乳とか、そういうものも加えてほしいという御意見がございました。

先ほど御説明しましたように基準案の方ですと、原則コーデックスでリストアップされているものをリストアップして、我が国独自のものはその他で対応したいという原則にしておりまして、そのことから木酢液については削除いたしまして、そのかわり、その他の肥料及び土壌改良剤の基準のところ、天然物質に由来するものの後ろにアンダーラインが引いてありますが、括弧書きして、それぞれ天然物をどういうことで製造されたものに限るということで、例えば燃焼であるとか、焼成であるとか、又はけん化であるとかそういうような

ものであって、天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものということで、ここで書き込むことによりまして、木酢液とか、かき殻石炭とか、石けんとか、食酢とか、海草とか、植物抽出物というものは、ここですべて読むということで対応しております。

それで、さらし粉は日本の農業の中ではほとんど使われないものですが、一応コーデックスのリストの中には載っております、この規格自体が日本だけに適用されるわけではございませんで、海外から入ってくる農産物についても適用されますし、少なくともコーデックス規格をクリアしているものが日本で有機と名乗れなくなるということはまた一つ別な問題が起きる関係上、コーデックスが認めている資材については、それぞれリストアップしたということでございます。

それと同じ趣旨が、6 - 2 のデリス乳剤とか、デリス粉とか、デリス粉剤についても、水質汚染の原因になるという御意見が多く寄せられておりますが、ただいま申し上げましたようなさらし粉と同様の趣旨で載せておくということでございます。

次が基準の方でございますが、別表の2でございます。別表の2は農薬の表でございます。この農薬の表につきましては、コーデックスで認めている農薬の薬剤から、我が国で農薬登録されているものについて、ここへ記載しているということでございます。

次の別表3が、いわゆる肥料、土壌改良資材、農薬以外の調製に用いる資材のリストでございます。これも掲げてある資材はすべてコーデックスに載っている資材でございます。アンダーラインのついているものにつきましては、コーデックスのリストにあってパブリック・コメントのときに落としていたものでございます。これを改めて全部漏れなく入れたということでございます。その他の調製用等資材として、それぞれ基準を設けて、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないという条件等、それぞれの工程に必要不可欠という条件の範囲内で資材が使えるということでございます。

以上が有機農産物の日本農林規格でございます。

続きまして、有機農産物の加工食品の規格に移らせていただきたいと思います。有機農産物加工食品については、消費者の健康・安全志向の高まり等を背景にしまして、有機農産物を原料として使用した旨の表示をした加工食品の流通が増加しております。しかし、その中には、原料の生産段階までは有機的に栽培されていても、その流通・加工段階において有機的な方法で取り扱われていたかどうか不明確なまま消費者に誤認を与えかねないような表示がされている商品も存在しているということでございます。

そこで、平成 10 年 11 月に有機食品の検査・認証制度検討委員会において取りまとめられた報告を受けまして、さらに本年 7 月に有機食品の検査・認証制度及び表示の規制を盛り込んだ J A S 法の改正が行われたこと、また、本年 7 月にはコーデックス委員会において有機食品に関する国際基準が採択されたことを踏まえまして、有機農産物加工食品について特定 J A S 規格を制定し、有機農産物加工食品の定義、生産の方法と表示についての基準を明確化することによりまして、表示の信頼性を確保し、有機農産物加工食品の価値を正に評価できるようにするというのが制定の趣旨でございます。

規格の内容でございますが、次のページの案に沿って御説明させていただきます。

第 1 条として目的でございます。この規格は、有機農産物加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的としております。

第 2 条が、有機農産物加工食品の生産の原則でございます。生産の原則としては、原材料である有機農産物の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とするということでございます。製造の方法というのは、化学的製造方法によらない方法を対象とするということでございます。

第 3 条が定義でございます。有機農産物加工食品の定義としましては、第 4 条の基準を満たす方法により生産された農産物加工食品をいうとしておりま

す。

第4条として、その生産の方法についての基準でございます。この生産方法の基準につきましては、まず原材料と、原材料の使用割合と、製造、加工、包装その他の工程に係る管理という三つの基準からなっております。

原材料の基準中、使える原材料として、1番目は有機農産物でございます。有機農産物につきましては括弧書きにありますように、その有機農産物そのものに格付の表示がなされているのが、正しい有機農産物であるということでございます。ただし書きとして、その有機農産物加工食品をつくる者が自ら農産物もつくっている場合でございます。農産物もつくってそこから加工食品をつくる場合、当然その農産物としての格付と農産物加工食品としての格付の2回になるわけですが、その農産物の格付はしていただくんですが、それはすぐ自分の原料とする関係上、格付の表示はしなくていいということでございます。

2番目が有機農産物加工食品でございます。この括弧書きも、ただいまの有機農産物と同じでございます。

3番として、1及び2以外の農産物・畜水産物ということで、ここで有機農産物と有機農産物加工食品以外の農畜水産物が使えるということでございます。ただし、条件として、農産物につきましては原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物ということで、有機大豆を使いますと有機でない大豆は使えないということでございます。それと放射線照射食品と組換えDNA技術を用いて生産されたものも原材料として対象としないということでございます。それと加工食品につきましても、原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品は使えないということでございます。それと放射線照射食品も使えないということでございます。

あと、使える原材料として、4番に食塩、水、5番に別表に掲げる食品添加物を書いてございます。

次の基準が原材料の使用割合でございます。原材料の使用割合につきましては、食塩と水を除いた原材料のうち有機農産物と有機農産物加工食品以外の農畜水産物の占める割合が5%以下ということにしております。

第2項としまして、食品添加物につきましては、必要な最小限のものにするという条件をつけております。

製造、加工、包装その他の工程に係る管理としまして、製造方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法によるとしております。

第2項としまして、放射線照射につきましては、病虫害防除とか、食品の保存とか、病原菌除去、衛生の目的以外なら可能ということで、具体的には異物とか缶に入っている場合の内容量のチェック等については使えるということでございます。

第3項として、病虫害の防除に使用する薬剤でございますが、これは別表2に掲げるものに限定して使用できるということでございます。当然のことですが、そういうものを使用する場合は、原材料とか製品への混入を防止されなければならないということが定めてございます。

第4項としては、その原料である有機農産物とか、農産物加工食品がそれ以外の有機でないものとまざらないように、しっかり管理がされているということが基準として定めてあるわけでございます。

5番目としては、でき上がった有機農産物加工食品が農薬とか、洗浄剤とか、消毒剤とか、そういうものの汚染によって有機でなくならないように管理するというのが5項の基準でございます。

次が表示の基準でございますが、これも農産物と同じように、表示の基準につきましては加工食品の品質表示基準というのが現在パブリック・コメント中でございますが、その中では加工食品の場合、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者の氏名と住所の表示義務がかかっているわけですが、この有機農産物加工食品につきましては、そのうち名称の表示と原材料名の表示について別に定めるということで、その部分についてだけこの基準で定めまして、それ以外の表示事項につきましては、すべて加工食品品質表示基準の定めることによるとしております。

名称としては、「有機農産物加工食品」か、「有機〇〇」か、「オーガニック〇〇」のいずれかで表示していただく。「〇〇」には一般的な加工食品の名称

を記載するという事でございます。それで転換期間中の有機農産物か、転換期間中の有機農産物の加工食品というようにいわゆる原材料として転換期間中のものを使ったものについては、それからでき上がった加工食品については、その上の１項の１、２、３のそれぞれの表示の前か後ろに「転換期間中」という文字を付していただくという事でございます。

次に原材料名の表示でございます。原材料名の表示につきましては、それぞれの欄に使った原材料のところに一般的名称が書かれるわけですが、その場合、有機農産物と有機農産物加工食品の場合は、「有機」という文字をつけていただくという事でございます。転換期間中のものにあつては、「転換期間中」という文字をつけていただくという事でございます。

次に別表でございます。この別表につきましても、有機農産物と同様コーデックスのリストにあるものを食品衛生法の食品添加物名に直して掲載してございます。我が国独自で使用するものにつきましては、その他の食品添加物という一番最後のところになりますが、そこに挙げてございます。

これにつきましてもパブリック・コメントがございまして、６－２の２枚目の真ん中のところでございますが、有機農産物加工食品の日本農林規格等に係る意見・情報の概要でございますが、加工食品の方につきましては約５０件意見が寄せられております。この意見の主なものは、ほとんどが食品添加物につきまして、追加してほしいという御要望が多うございました。

基準案の方でございますが、御要望は添加物メーカーさん、製造メーカーさんといろいろな方が出されておるわけでございますが、基準案の方のアンダーラインを引いてあるものにつきましては、新たにパブリック・コメントをもとに追加したものでございます。コーデックスの方が化学的合成品と天然品をリストアップしていますので、それぞれにつきまして使っている趣旨等を踏まえまして、パブリック・コメントで寄せられた意見と同様のものであるものについては、新たにその基準の中に適用対象物を書き入れてございます。炭酸カリウムにつきましては、コーデックスではシリアルとか、ケーキとか、ビスケットとか、そういう小麦粉の製品について認めているわけですが、これが膨軟剤

という目的で認められていると考えられることから、同様の膨軟剤として使用される凍り豆腐、めんについても認めるということで、それぞれが属している分類名として、豆類の調製品とめん・パン類というものを書き入れてございます。

炭酸ナトリウム、炭酸カリウムも同じでございます。

次にキサンタンガムでございますが、コーデックスでは既に基準として油脂製品、果実・野菜加工品、ケーキ、ビスケットとか、それぞれ増粘剤として認めているわけでございますが、我が国ではめん類に多く用いられていることからこの要望が出ております。また、これにめん・パン類を加えますと、この規格自体が農産物加工食品でございますので、それらをほぼ網羅する形で対象物を列挙することになりますので、この部分については基準欄を削除するということでございます。

次のページのエタノールでございます。このエタノールにつきましても、コーデックスの方は溶媒に限り使用することができるとしているわけでございますが、我が国ではこれらのアルコールにつきましては品質保持剤として多く使われているということもございますので、この使用基準として溶媒に限るという文章を削除いたしまして、広く使えるようにしたということでございます。

香料につきましては、コーデックスの表現とあわせたということで、化学的に合成されたものでないことというふうに改めております。

その他の食品添加物でございますが、その食品添加物を使うための要件として、当該食品の製造もしくは加工上必要不可欠であるということ、栄養価若しくは品質の安定性を保持するということと、消費者の判断を誤らせる恐れがないこと、それと天然物質又は天然物質に由来し化学的に合成された物質を添加していないこと、こういう四つの条件を満たすもの、範囲内のものであれば、それぞれ使うことができるというふうにしております。

次の別表2につきましては、コーデックスがそれぞれ規格の組み立て上同じ表を農産物と加工食品に使っております関係上、これは農産物の方の表と同じものを付けております。それぞれの規格につきましてはただいま御説明した

とおりでございますが、あと、6 - 2 に一枚紙で情報というのがついてございます。今回のパブリック・コメントでは意見と情報の両方を求めておりまして、委員の皆様には情報の中身を写したものは配っておりませんが、この資料も新聞の切り抜きとか、本とか、パンフレットとかいろいろなものが相当量ございますので、とりあえず来ている情報としてはこういうものがあったということでございます。

資料の5番でございますが、有機農産物の出荷金額ということで、有機農産物がどのくらい取り扱われているかを示したものでございます。これは「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて認証している県とか民間6団体を対象に集計したもので、出荷金額は37億ということで、特に有機関係については資料等が余りございませんので、一応出荷金額ということで取りまとめてみました。

以上でございます。

○本間部会長 どうも長い説明をありがとうございました。

この二つの規格案につきましては、消費者専門委員会が開かれております。その討議の内容につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○井坂上席規格専門官 平成11年9月13日に、調査会委員3名、専門委員7名により消費者専門委員会が開催されました。審議の結果、原案どおり了承されましたことを御報告いたします。

○本間部会長 以上の御報告をもちまして事務局の説明でございます。今までの説明、それから資料の説明はこれでよろしゅうございますか。それを含めまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 この文章の中でわからないところがあるんですけども、とにかくいっぱい質問があるのでそれは飛ばすことにして、まず第1に、農薬の使用を避けることを基本的にするという目的がうたってあるわけですけども、それにしても、それは全体的に許される、使っていい農薬とか、防虫剤とか、使いたいということでパブリック・コメントも非常に要求しているように見えるんです。そうではなくて、必要最小限に使っていい問題を浸透させるような文章になってな

いいんじゃないか。どっちかというところのコーデックスを読んだときの方が、何となくそれがうかがえるんですね。この文章の中にもありますけれども、いろんな方法でやって、その後できなければこういうことを使ってもいいんだよということのように書かれているんですけども、その徹底というのがこの文章の中では私は薄いのではないかと思いました。

その次に質問したいのは、今回もらった資料と前にいただいた資料の大きな違いが、有機農産物加工食品のところの第4条の原材料の使用割合のところですけども、これが前のは95%以上であることとなっていて、今度新しくいただいた分には、原材料の使用割合のところ5%以下であることというふうに書き改められていますが、これは全く同じことなのかどうか。

それに付随しまして、いただいたガイドラインの中の7ページの3.4のところに、「(塩と水のみを除外した全原材料に代えて)農業由来の原材料をベースとして」云々とありますけれども、「二つ以上の農業由来原材料を含む製品に対し移行・転換中の表示を付してマーケティングすること」ということとは別に関係のないことでしょうか。

○本間部会長 最後のところは資料の8番ですか。

○委員 資料10の、いただいたコーデックスの。

○本間部会長 コーデックスの方ですか。資料10の場所は7ページの真ん中辺の3.4ですか。

○委員 はい。二つ以上の農業由来原材料を含む製品に対しその5%云々のところは、移行・転換中の表示を付してマーケティングすることというようにはなっていないんですか。いわゆる95%使ったときには、日本のも有機農産物加工食品じゃなくて、転換中の農産物を使ったんだということを書かなければいけないのではないですか。私の間違いでしょうか。

○井坂上席規格専門官 まず1番目の農薬の使用の書きぶりの件でございますが、一応気持ちとしては、第2条で農薬の使用を避けることを基本としということで、無原則に使うのではないんだと、まず避けるのが原則なんだと言っておりまして、確かに御指摘のように4条でも、耕種的、物理的、生物的な防除

の方法を組み合わせるのがまず先なんだと。それで、急迫した又は重大な危険があったときにだけしか使えないという書きぶりにして、私としては一応コーデックスが言っておる原則は踏まえて書いたつもりでございます。

それと２番目、確かに事前にお配りした資料につきましては 95 の方から書いておりまして、今回、表現の方法として、できるだけコーデックスに書いた規定の仕方を書くということで 5 % の方から書いております。その結果、5 % の方から書いたために 2 項というのをわざわざつけております。確かに今まで、事前にお配りしたのは有機農産物と有機農産物加工食品の割合が 95 以上ということで、食品添加物はその先の 5 % 未満の世界の取り扱いなわけです。今度は逆に 5 % の方へこのように書きますと、今お示した基準では 5 % 以下のものの中に食品添加物が入らないわけです。実際 5 % ではないこっち側の方で相当使うことが可能になるわけでございます。ですから、わざわざ 2 項を起こして、食品添加物の使用は最小限にしなければいけないという規定を入れて、実質上事前にお配りした資料と意味が同じになるようにしております。

次にコーデックスの 3.5 のところなんですけど、ここも現在、農業由来の二つ以上といいますか、こういう条件はつけていませんが、転換期間中のものは転換期間中と書くというふうにしておりまして、この部分についてはコーデックスとは整合性がとれていると思います。

○委員 3.5 と 3.4 と関連している条文だと思ったので御質問しただけなんですけれども、クリアしてあれば結構です。

それから、もう一つ文章の中でですけれども、前のガイドラインの中では、転換中というのは 6 カ月だったですね。それが今回は 12 カ月と改まるということでしょうか。そのように理解してよろしいんですね。

○井坂上席規格専門官 はい。コーデックスもそのようにしております。

○委員 資料 3 の第 4 条の圃場の条件の 2 項のただし書きですけど、転換期間中の圃場のところの文章が非常に難しくて私理解できなかったんですが、転換期間中の圃場というのは、収穫前 12 カ月以上の間、別表 1、2 に掲げる以外の肥料、土壌改良資材、農薬が使用されていない圃場を言っているというふう

に理解してよろしいのでしょうか。

○井坂上席規格専門官 はい。

○委員 それでいいんですね。そういうふうに読んでいいんですね。

○吉村品質課長 種苗も含めてね。

○委員 間を飛ばしてそういうふうに読んでいいんですね。

○井坂上席規格専門官 はい。

○委員 わかりました。

ほかに御意見がなければまたお聞きしたいんですが、この表示の方法の中に有機農産物の（１）から（８）まであるんですが、これはパブリック・コメントの中にも御指摘になったところがたくさんあったと思うんです。私自身もそう思うんですが、ちょっと複雑じゃないでしょうか。もっとふるいにかけてくれるというお考えはないですか。

○井坂上席規格専門官 パブリック・コメントにありましたように、もっと数を少なくするということですか。

○委員 そうです。書き方をもっとね。私自身もそう思っていたんですが、やはり同じように考えている方がたくさんいらっしゃるなという気がしたんです。

○本間部会長 資料３の２ページですか。

○委員 そうです。２ページの表示の方法。

○本間部会長 （１）から（８）までありますが、これは余りにも多いということですか。

○委員 はい。

○井坂上席規格専門官 ある程度目的意識を持って入れたのは、（８）番のオーガニックというのは実際の市場にあって、有機と同意語としてあるから、それは明示的にここにオーガニックと入れております。ほかについては、そういう御意見があるのはたしかパブリック・コメントで承知しておりますが、この中の一つを表示するので、消費者の方もいずれかが表示してあっても混乱するということはあり得ないのではないかと。そのものが有機であるということは

わかるんじゃないかと。

○委員 それはそれなりに勉強した人がわかればいいということではないんで、やはり名称ですから、一括表示の中だともっと整理されていいんじゃないか。ほかに一括表示以外にいろいろお書きになるのは一応置いておいて、やはりわかりやすい表示にしていきたい。

例えば、今の日本のガイドラインの中に、特定栽培の農産物表示というのが非常にわかりづらいという言葉があるんです。有機栽培無農薬とかそういうものはざらに出ているわけです。そういう食品表示が。それは今度ちゃんと整理されるんでしょうけれども、そういう表示をおつけになる販売業者とか生産者の方も、よくわからないでおつけになっていたというのが現在だと思うんです。このパブリック・コメントの中も、そういう無農薬という言葉はなくしてくれという人と、ちゃんと定義をつけて書いてくれというのと両方分かれています。このガイドラインの関係の中で、特定栽培の農産物表示が、かえって有機農産物の表示をわからなくしているのではないかと私は思うんですが、事務局はいかがですか。

○吉村品質課長 まさにそういう趣旨で、名称の表示方法をきちっとこういう形で定めるといことなんですね。ですから、有機無農薬とかそれはこれに入っていないということです。もう一つは、こういう形で少し広目に名称の表示を定めておりますのは、ＪＡＳ法の今回の有機農産物というのは、規格そのものと表示規制がセットになっているわけですが、ＪＡＳ法の条文では日本農林規格による格付の表示が付されていない場合、つまりＪＡＳのマークがついていない場合には、当該農林規格において定める名称の表示又はこれとまぎらわしい表示を付してはならない、こういう条文になっております。できるだけそこを明確に、これは規制の対象ですよということを言ってやらないと、まさに○

○委員が御心配になっていきますようなまぎらわしい表示というのが横行しかねない。それが規制の網をすり抜けかねないので、そういう意味で代表的なものといえますか、これは網羅してそれが名称の表示ですよということを明記した方が、表示規制を有効に働かせるためにも適当だろうという判断で書いており

ます。

○委員 基本的には私はこれでよろしいのではないかという意見なんです、特にコーデックスとの国際整合性なり有機の定義なりそういった意味からしても、概ねこれで進めていくべきではないかと思っているんです。ただ、先ほどお話があったように農薬については定義では絶対使わないというのが原則になっていますので、限りなく不使用を目指すということはやむを得ないし、その精神でいこうということで、そういった条件を付しながら、我々としてもこの規格内容でよろしいのではないかというのが意見であります。

ただ、実際にこれから生産なり流通に取り組む立場として、二つほど御質問といたしますか、もし内容がわかれば教えていただきたいんですが、一つは、ナンバー 5 の有機農産物の出荷金額 37 億円とあるんですが、これは聞き漏れかもしれませんが、有機農産物及び特別栽培農産物の合計なのか、認証を受けた有機農産物の限定したガイドラインで言う有機農産物なのか、そこら辺一緒なのか、別なのか、限定されているのか、それによっては相当国内の農業の位置が違ってくるように思いますし、もし 37 億のうちの厳密に言う有機農畜物が少ないということになれば、今後いろいろと実施に当たっては関係者と相談することもあるんじゃないかと思しますので、この内容がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、先ほど。○委員がおっしゃったのと同じ部分になるんですが、これも聞き漏れかもしれませんが、4 の 1 ページの原材料の使用割合で、加工食品の 5 % 以下であることというふうに書いてあるんですが、これはこれでよろしいと思うんですけれども、直接この内容とは関係ないんですが、パブリック・コメントのところに一つあったんですが、それ以上使用した場合の、これは使用していますという表示をしていいのかどうなのかの議論というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○井坂上席規格専門官 資料 5 でございますが、これは有機農産物と転換期間中だけでございます。

○委員 有機農産物。それでは、特別栽培の方は入っていないんですか。

○井坂上席規格専門官 入っておりません。

○委員 期間中との内訳はわかりますか。

○井坂上席規格専門官 そこはちょっとわかりません。

○委員 それは合計ですね。

○井坂上席規格専門官 はい。

○委員 わかりました。

○井坂上席規格専門官 それと農産物加工食品の原材料の使用割合が５％以上増えた場合は、そのものとしては有機農産物加工食品になれない。ただ、原材料表示として有機の大豆を使っているとかそういう表示はできますけど、物として有機しょうゆとか有機豆腐というのは、５％を超えたらそれはなれないということであります。

○委員 それは当然そうでしょうけど、例えば使用の場合、言ってみればちょっとでも入ったら「使用」と表示していいのかどうかという議論が入っているんですが。

○吉村品質課長 その点は加工食品の品質表示基準、後日御審議いただきますけれども、現在パブリック・コメントを求めている案の中では、一つは有機農産物を原材料として使っている場合に、もちろんＪＡＳの制度に基づいて格付を受けた格付の表示のある有機農産物を原料として使っている場合には、井坂が申しましたように、有機大豆とか、それを原材料欄に記載できるということにしております。

それからもう一つ、加工食品の品質表示基準の中で強調表示の規則をつくっておりまして、有機農産物、有機大豆使用というような表示をする場合に、それが１００％でない場合には割合を書かなければならないということにしております。半々に使っているのであれば、有機大豆５０％、加工大豆５０％という表示になります。

○委員 それなら結構です。ちょっと議論がありまして、極端な言い方をすれば１％もそういうふうになると、消費者の皆さんはかえって誤解を招くんじゃないかというのが我々自体の中から出たものですから、ちょっと確認したわけ

です。

○委員 有機大豆はいいんですけど、豆腐とか、こんにゃくというのは有機栽培食品、農産物食品とは言わせないんでしょう。

○吉村品質課長 5%超えた場合は言わせないですね。

○委員 こんなのが余り氾濫するとちょっとまずいなということで。わかりました。

○本間部会長 ○○委員からの最初の御質問の、項目が多過ぎるかということに関しては、ほかに御意見ございますか。

○委員 考え方の違いがいろいろあるんじゃないか。一つ一つの概念に全部歩調を合わせていくことが有効な表示規制になるという主張もあるでしょうし、それから、現実にはいろんなものがあるのをすべて範囲に入れまして、その中で全部を取り込んだ形でいく方がいいというような議論もあると思うんですけども、これは決め手を欠くような議論じゃないかと思うんです。消費者専門委員会などで、こういうようなやつに収められるという御検討をいただいたらそれはそれで一つの、多くの方々がそういう方法の方が規制の効果が出るという判断だと思いますので、それはそういう形でスタートすべきではないかと思えます。

○本間部会長 ほかにどうぞ。

○委員 素人の質問なんですけれども、資料3の肥料のことでお聞きしたいんですが、一般の人からの質問にあったと思うんですが、人糞は入らないんですか。

○井坂上席規格専門官 人の排せつ物につきましては、人の食品用にはコーデックス自体も禁止しておりまして、この規格でも対象としていません。

○委員 水産の方ではカニ殻とかエビ殻、それから、ホタテの貝とかかき殻となっていますけれども、こういうものは入っているんですか入っていないんですか。

○井坂上席規格専門官 そういうものにつきましてはその他の肥料及び土壌改良剤で、そのもの自体かそれにさらに何か工程を加えてきてつくられるか、一

応ここに書いているような条件に合致するものであれば使えるということでございます。

○委員 資料 9 の 4 ページのところに、「有機食品は、最終製品の品質から確実に有機食品であるかどうかを科学的に検証することが困難であり」云々ということがあります、これは大事なことだと思うんです。それだからこそ生産方上、工程の検査員の資格とか栽培の確認責任者の大事さが出てくるんじゃないかと思うんです。これは J A S の内容とはかかわりがないことではないかと思うんですが、この点についてはどういうふうにフォローされるかということが一つ。それから、有機と慣行の繰り返しの禁止というのをきちんとコーデックスでうたっているんですが、これも J A S の内容としてはなじまない内容なのかどうか、もしそうであれば今後どういうふうに考えておられるか、2 点質問します。

○吉村品質課長 まず 1 点目ですけれども、これは改正 J A S 法に基づいて、お配りしてある資料 7 が改正された J A S 法ですけれども、そこで有機という J A S マークを付する場合には、その農家あるいはその生産工程管理者は認定を受けるということになっておりまして、その際に当然この基準にのっとった生産をきちっとすることが確認できるような生産の体制、管理の体制を確認した上で認定するというようにしております。その内容は、認定の技術的基準ということになります。そして、その認定するのは J A S 法に基づく登録認定機関ということになりまして、その登録認定機関は農林大臣が登録するということになっております。その際の基準としては、もちろん中立的な認定ができる組織を備えていることが第一でありますけれども、それに加えて、その基準として一つは審査と呼んでおりますけれども、実際の圃場なり農家の生産管理の体制を検査するその検査員の資格、それから、判定と申しておりますけれども、その検査結果に基づいて判定する人の資格をそれぞれ定めて、かつ審査と判定というのが独立して行われる体制を持っている、こういうことを基準の中で規定することにしております。

基準はそこまでなんですけれども、実際の運用面になりますと、通常、判定

の部分は特に中立性を持たせるために委員会形式のようなものを持って、その判定委員会のような形で、検査結果に基づいて判定する形をとっているところが多いのではないかと思いますし、そういった方向を一番推薦できる方法ということで進めていきたいと思っております。

それから、２点目の転換というか有機と慣行を繰り返すということでありましてけれども、圃場等の条件が明確に定められておりますので、基本的には、播種前２年以上その条件に合った生産方法をとっているということであれば、そこは繰り返すということの一つ一つ判定するのはなかなか困難でありますし、繰り返せば結局また転換期間中に戻って、そして有機になるということですので必ずしも効率的なやり方とは考えられませんので、基準にあえて持ち込む必要はないんじゃないかと思っております。ただ、現実にはくり返すということとは行われんじゃないかと思っております。

○委員 有機と慣行栽培を繰り返すというよりも、転換中と慣行栽培の繰り返しは、コーデックスではきちっとそれを禁止していますよね。うたっていますよね。そういうのはＪＡＳの中ではなじまない内容なんですか。

○吉村品質課長 基準としてあえて盛り込む必要があるかどうかというのは疑問だと思うんです。ただ、そういうことは一般的に行う、要するに転換期間というのは有機を目指して転換しているわけで、転換期間中ということで有機表示をする。それを目的にしていることではないので。

○委員 パブリック・コメントの中にも、実際の農場をやっている方が、それについては非常に危惧しておられる意見がありましたよね。コーデックスもそれに触れているということは、外国でもそうなのかなと思って読んだんですけど。

○吉村品質課長 この転換期間中の圃場の定義にもありますように、本項、本条に規定する圃場への転換を介した圃場ということで、あくまで播種前２年以上の要件に当たる生産方法をとるという、それに向けてスタートした圃場ということですので、あくまで途中経過ですね。

○委員 ちょっと聞き漏らしたんですけれども、３の４ページのところの木酢

液が削除されているのは何でしたでしょうか。木酢液というのは有機として使わないということですか。

○井坂上席規格専門官 木酢液を削除した理由は、先ほどちょっと御説明しましたが、このリストの構成上、個々の名称、名前を出しているものについてはコーデックスのリストにあるものを個々の名前で出すと。それで、我が国独自で使うものについてはその他の肥料及び土壌改良剤の中に入ります。木酢液を消した以上それはどこに入るのかといいますと、天然物を燃焼、もしくは乾留を行うと木酢液になりますので、そういう編成、規格の組み立ての中で全部統一するという事で、たまたま木酢液を書いていたが、そういうことで中に埋めたということで、使うことにはこの中で読めるということでございます。

○委員 わかりました。

○本間部会長 ほかに資料その他でございませうか。どうぞ。

○委員 新しいＪＡＳ法の運営の仕方の問題かと思うんですが、先ほど議論のあった有機農産物なり加工食品を認定する認定機関の作業の仕方、基準については、この調査会では何か議論する場があるのかどうかという点を伺いたいたんですが。

○吉村品質課長 形式的に申しますと付議事項にはなっておりません。ただ、先ほど申しましたように有機の認定の技術的基準を含めまして、改正ＪＡＳ法に基づく政省令、それから告示と相当膨大になりまして、今後のＪＡＳ規格なり品質表示基準の御審議の上でも、これに関連して御審議いただく部分は多かろうと思いますので、何らかの形でそれについて御紹介する機会を持ちたいと思っております。

○委員 規格そのものではないけれども、この法律の施行に関する重要事項を調査、審議することになっていきますので、恐らくそういう問題を出してほしいという意見が皆さんにあるんじゃないかと思うんです。これは私の意見というより、そういう点を事務局としてよく考えていただきたいということです。

○本間部会長 意見はいかがでしょうか、概ね出そろったということでござい

ましようか。よろしゅうございますか。

もし、以上の説明において御意見がないようでありますれば、ほぼ本日の審議の目標は達したことになると思いますが、原案どおり御了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本間部会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項については了承いただいたということでございまして、有機農産物の日本農林規格及び有機農産物加工食品の日本農林規格の制定に関する審議を終えさせていただきます。

その他

○本間部会長 次に、議題の最後にその他とございますが、事務局の方で何かございますでしょうか。

○吉村品質課長 特にございません。

○本間部会長 どうぞ。

○委員 要望を二つさせていただきたいんですが、一つは、特別栽培農産物の法律的な取り扱いについてお願いしたい。もう一点は、例の遺伝子組換えの表示に関する最近の新聞について御要望したいということでございます。

特別栽培農産物の表示についての要望というのは、この有機の制度化を目指した検討会におきまして、今の概念というのはすごくもめたわけですね。そのもめた最大のお話は、現在国内におられる方が、アメリカのような形の純粋な有機というのはなかなか高温多湿の中でしにくいということがありまして、これは大変もめた話でございます。私たち流通業界におる者は国産の農産物だけではなくて輸入も扱う。一つのお店の中で輸入の有機のルート、国産の有機の概念、それが二通りあるということは非常に誤解を招く。だから、これは国際的な基準一つにさせていただきたいということを申したわけです。

同時に、さっき○○さんの方から 37 億というのは何だというお話が出ましたけれども、比率で言うと 1 %とか 2 %という話になりまして、それでは余りビジネスチャンスとしてならないというお話があったり。それから、余り厳格

なものだけだと、果たしてその厳格なものが概念どおりに守られるかどうか。

私もそういうものに参加したわけですが、消費者の方に一番嫌われるのは、減農薬と減化学肥料というものが非常にあいまいであるというお話なんです。実際に栽培者の研究会なんかに出ますと、日本の化学肥料とか農薬というものの使用水準はかなりきつくなっているんです。実際にはどんどん上がっていきまして。消費者の方に言わせると、慣行の2分の1というのはかなり甘いんじゃないかという評価なんですけど、生産者の方から言われるのは、大変きつくてこの基準を守るのは非常に難しい。野球に例えると、減農薬の慣行をやろうとすると読売巨人軍の1軍登録するくらい難しいんだというお話もあるんです。かなり上がってきている。

一番考えていただきたいのは一般の野菜ですね。特裁でもない、有機でもない。それは農薬の使用基準等で安全性が確保されたものなんです。巨人軍の1軍かどうかは別といたしまして、かなり御苦労なさってかなり高いレベルにあるものをそのままガイドラインでは規定したけれども、法律的には全然面倒見ないということがどういう結果になるかということを考えると、余りいい予想ができないわけです。

これはいろいろ御意見がある話でございますし、きょうの説明が非常に難しい。膨大に上がったことでもわかりますように、有機の概念を固めること自体が非常に大変な作業だったわけです。それを単体でおやりになるということは非常に正論だと思いますが、次の段階として特裁につきまして、別に御回答いただこうと思ってないんですが、これはどう取り扱うか。流通業者からすると、なるべくそういうものも法律的な範疇の中に入れて、きちんと位置づけしてほしいという希望を多くの方が持っておりますので、ひとつ検討していただきたいと思います。

それから、2番目は厚生省に言うべき話でございますが、厚生省とのパイプを持っておりませんので、また農水省の方も表示でいろいろ意見交換の場があると思いますから、そういう場で必要と判断されるならばお伝え願いたいと思いますが、何日か前か忘れましたが、この間、複数の一般紙に、厚生省

が遺伝子組換えの表示制度を、今までは安全が確保されたものは表示する必要はないと言っていたわけですが、180度スタンスを変えまして、それを表示制度の中に入れる。しかも解説によりますと、農林省の基準よりももっと幅広に表示を書かせるということが書いてあったように私は記憶しているわけです。

どうおやりになるか、お役所がおやりになることは結構なんですけれども、いろいろ聞いてみるとそれは誤解だというんです。誤報の段階でお出しになった。だれが出したのか知りませんが、私どもの流通団体には次々に問い合わせがありまして、非常に混乱してしまう。本当に誤報だと言っても、そういうことが組まれてないと、火のないところに煙は立たないんじゃないかと。どうなんだということで疑心暗鬼になりますので、きちんとした政策的な意思決定がされるまでは、混乱するような情報を出されるのは気をつけていただきたいという気持ちを持っておりますので、その辺、機会があれば御検討の上お願いしたいと思います。

以上です。

○吉村品質課長　まず特別栽培農産物の件でございますけれども、お配りしてある資料の9番の有機食品の検査・認証制度の導入について、これを御検討いただいた際にも、その4ページでございますが、特別栽培農産物については、生産量が増加傾向にあり、かつ環境保全の視点からも推進すべきものであることから、今後これらガイドラインの早急な見直しを行うとともに、基準の内容、認証の必要性及び仕組みについて検討することが必要であるという御指摘をいただいております。私どももこのとおりだと思っております。今後その検討を進めたいと思っておりますが、〇〇委員おっしゃられたように、現在のガイドラインの中身について、必ずしもコンセンサスが消費者と流通関係者、生産者との間にあるとは言えない残念な状況でありますので、どういう方向で見直していくのか検討を深めていきたいと思っております。

それから、遺伝子組換え食品の表示の問題につきましては、これも〇〇委員おっしゃったように、厚生省において安全性の確認について法制化する、法的に義務づける、こういう方針を食品衛生調査会のバイオテクノロジー部会に諮

って基本的な方向について了承を得た。その際に、安全性の確認の法的な義務化と表示というものが密接に関係する部分があるので、公衆衛生の観点からの表示については、食品衛生調査会の表示特別部会においてこれまで検討がなされてきておりまして、表示の義務づけが必要だ、必要でないという両論併記の中間報告を出したままになっておりますので、再度その表示特別部会の検討をスタートさせたい、こういうことが現在の状況であると聞いております。

報道については我々もあれですけれども、火のないところに煙が立っているときもあるようですので何とも言い難いところなんですけれども、現在の状況はそういうことですので、御報告させていただきます。

○本間部会長 ほかに御意見ございましょうか。

それでは、以上で本日の議題を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○吉村品質課長 熱心な御審議をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、農林物資規格調査会特定ＪＡＳ部会を閉会させていただきます。

今後の予定ですけれども、まだ正式な日程はあれなんです、先ほど冒頭に、若干今後の予定ということでお話しさせていただきました。今後、ＪＡＳ調査会の食品部会の方にかかる案件としましては、ＪＡＳ規格の定期見直しの関係で風味調味料、調理冷凍食品、食品缶詰、横断的な品質表示基準、精米、水産のそれぞれの個々の表示基準というものがございます。今後また日程の方は調整させていただきたいと思います。

また、ＪＡＳ調査会の農林産部会の方に係る案件としては、製材の定期見直しの関係、ホルムアルデヒド関係の基準を策定する案件、畳表のＪＡＳ規格の見直し、こういったものが予定されておりますので、これについても後日日程を調整させていただいた上で開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

閉 会